

日光市除染実施計画を策定しました

平成24年5月発行

日光市放射性物質事故対策本部

《除染実施計画とは》

市では、放射性物質汚染対処特別措置法（特措法）に基づき、日光市除染実施計画を策定しました。

特措法の基本的な考え方として、「追加被ばく線量※1」が年間1～20ミリシーベルトの地域については、長期的な目標として、追加被ばく線量が「年間1ミリシーベルト※2」以下となるよう除染等を行うこととしています。

これに従い、実施計画においても、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指し、平成25年3月までを第1期として、子どもの生活環境を中心に除染を行います。

《除染実施計画の対象区域》

計画の策定にあたって、平成24年3月に市内の放射線量の測定を実施しました。その結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域は下記となります。

なお、区域については国の方針により大字単位で表記しています。（自治会単位とは異なります。）

地域名	区域（大字単位）			
今市	瀬尾	小百	佐下部	大桑町
	原宿	栗原	高柴	川室
	轟	大渡	町谷	倉ヶ崎
	倉ヶ崎新田	芹沼		
日光	所野	滝ヶ原		
藤原	鬼怒川温泉滝	鬼怒川温泉大原	小佐越	柄倉
	高德	藤原		
足尾	足尾町本山	足尾町愛宕下	足尾町赤倉	足尾町南橋
	足尾町深沢	足尾町上の平	足尾町下間藤	足尾町掛水
	足尾町向原	足尾町		

今後、対象区域内の公共施設等の除染を実施するにあたり、詳細な放射線量の調査を行い、除染の対応方針を作成してまいります。なお、当面は子どもの生活環境について優先的に除染を実施いたします。（2ページをご覧ください。）

※1 追加被ばく線量

自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量

※2 年間1ミリシーベルト

年間1ミリシーベルトを1時間あたりに換算すると、0.23マイクロシーベルトとされています。

《当面の対応について》

当市では当面、特に子どもの生活環境について優先的に除染を実施することとし、1ページの除染実施計画の対象区域内外に関わらず、子どもが長時間生活する施設について次のとおり対応します。

【対象施設及び対応】

①子どもが長時間生活する小中学校・保育園等については、全施設を除染の対象とします。

※私立幼稚園、私立保育園も含まれます。

●小中学校（全38校実施）

- ・実施時期：平成24年7月～（主に夏休み期間）
- ・除染内容：校庭の表土入替等

●保育園、幼稚園、児童館、こども園等（公立・私立を含む全施設）

- ・実施時期：平成24年6月～
- ・除染内容：園庭の表土入替等

②18歳以下の子どもがいる世帯の住宅については、全世帯を対象とし、希望世帯に対し除染を行います。

除染を実施する際には、対象世帯の意向を確認のうえ、希望する世帯の住宅を測定します。測定の結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について、市が雨どい、側溝等の清掃、落葉の除去など、国の「除染関係ガイドライン」に示されている方法及び「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」に基づき除染を実施します。

なお、毎時0.23マイクロシーベルト未満の場合、市では除染をいたしません。除染を希望する方には、必要な用具の配布や貸出しを行いますので、各自で除染をお願いいたします。（除染の方法等について、マニュアルを配布します。）

各家庭の除染を実施することにより発生した土壌等については、原則として各家庭の敷地内に一時保管していただきます。

※対象世帯については、後日個別に通知を送付いたしますのでご確認ください。

日光市放射性物質事故対策本部
事務局 総務課危機管理放射能対策室
TEL 0288-21-5166 FAX 0288-21-5137